

定 款

一般社団法人 福岡電業協会

一般社団法人福岡電業協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人福岡電業協会（以下「本会」という）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、電気工事に関する諸問題について調査研究し、電気工事技術の向上、改善及び交流並びに経営の合理化を図り、電気工事の安全かつ適正な施工を確保するとともに、さらに一般社会への啓発とサービスに努め、もって電気工事業界の健全な進歩発展と社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 電気工事技術の総合的調査研究
- (2) 電気工事に関する合理化の研究
- (3) 電気工事に関する資料の収集
- (4) 官公庁その他関係機関に対する要望、建議及びその諮問に対する答申
- (5) 電気工事に関する技能の向上及び能率の増進に寄与するための教育の実施
 - (イ) 講演会、見学会、視察及び講習会の開催
 - (ロ) 出版物の刊行及び電子媒体その他の作成

(ハ) 技術・技能者の養成

(6) その他前条の目的達成に必要な事業

第3章 会員及び会費

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の通りとし正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

本会の目的に賛同して入会した個人、又は法人の電気工事業者で、引き続き福岡県下において電気工事を主として営業する者

(2) 団体会員

前号の者が福岡県をその地域として構成する団体

(3) 賛助会員

本会の事業に協力する者で理事会において承認された者

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員、団体会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員、団体会員及び賛助会員として入会を承認された者は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定めるところにより入会金及び会費を納めなければならない。ただし、団体会員及び賛助会員は入会金の納付を要しない。

2 入会等に関して必要な事項は、理事会の決議を経て細則に定める。

(任 意 退 会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において第 18 条第 2 項に定める総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又はその設立趣意に反する行為のあったとき。
- (2) この定款その他の規則に違反したとき。
- (3) その他の除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき。
- (2) 正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 12 条 本会の総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 役員等の報酬及び費用に関する規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) 前号各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第 14 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会を一般法人法上の定時社員総会とする。

2 定時総会は、毎年 1 回事業年度終了後 2 箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が招集の必要を認めたとき
- (2) 総正会員の議決権 5 分の 1 以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集の請求があったとき

(招 集)

第 15 条 総会は、一般法人法に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただしすべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができ

る。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

(議 決 権)

第17条 総会における正会員の議決権は、正会員は1正会員につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、一般法人法又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 公益事業を行うために不可欠な特定の財産の処分

(6) その他一般法人法で定めた事項

(代 理)

第19条 総会に出席できない正会員は、代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当本会に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったとみなす。

(議 事 録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が出席正会員の中から指名する2名の議事録署名人は前項の議事録に記名押印する。

(総 会 規 則)

第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

第5章 役 員

(役員の設定等)

第23条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 役員に関して、必要な事項は理事会の決議を経て会長が細則に定める。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、専務理事及び監事のうち1名は、会員外から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事は理事会の決議によって理事の中から定める。

- 3 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、前項業務執行について会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長の命を受けて業務を分担執行する。
- 5 会長、専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（解任）

第28条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（取引の制限）

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会の取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

- 3 前2項の取扱いについては、第42条に定める理事会規則によるものとする。

（責任の一部免除又は限定）

第30条 本会は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

（顧問）

第31条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第32条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第30条の責任の一部免除又は限定

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知をしなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合におい

て、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、このかぎりでない。

(報告の省略)

第40条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、定款第25条第5項については、このかぎりでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印をしなければならない。

(理事会規則)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第44条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第45条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第46条 本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 本会の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会で報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項にかかわらず、やむを得ない理由により、事業開始前に収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て予算成立する日まで前年度予算に準じ、収入、支出することができる。この場合の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 前1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きすると共

に、定款、正会員名簿を事務所に備え置きするものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

第8章 定款の変更、解散及び精算

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第50条 本会は、一般法人法第148条第1項、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第51条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

(委員会)

第52条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第53条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本会の公告は電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、橋田紘一、業務執行理事は満生喜徳とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人福岡電業協会の諸規程等は、一般社団法人の登記の日から一般社団法人福岡電業協会の諸規程と読み替える。

平成26年4月21日制定